

# 農業用管理施設情報の更新について

## (背景)

水土里情報システムの利活用における運用する体制については、平成18年5月25日に設立した、あいち水土里情報利活用推進協議会の第3条「本協議会は、円滑な地図情報及び農地情報の運用・管理・提供、共有情報を運用する体制の構築を目的とする。」で、協議・報告している。

## (経過及び内容)

- ① 平成23年3月28日 第6回通常総会
  - (3) 今後のデータ更新についての報告
- ② 平成23年11月7日 水土里情報システム利活用推進研修会
  - 3. 農業用施設の更新及び整備についての④、4. 農業用施設の更新及び整備における経費について

そこで、愛知県土地改良事業団体連合会は、水土里情報システムに登載しているデータの変更は、下記の内容で実施する。

## 1. 農業用施設の更新及び整備について

- 施設の更新は原因者が特定するため、原因者負担にて更新することとしている。

### (原因者となるケース)

- ケース [1] 農業農村整備事業にて更新(国営・県営・団体営)
- ケース [2] 単県事業並びに適正化事業にて更新(市町村・土地改良区)
- ケース [3] 施設管理者(市町村等)が単独工事による更新
- ケース [4] 地域開発(道路・河川等の工事)に伴い、現況施設の付替え工事等を想定している。
- ケース [5] 農地・水保全管理支払交付金による更新

### (更新方法について)

#### ① ケース [1] の対応

水土里情報システムの利活用団体の管理施設であるため、財産譲与時の資料の作成の一貫として、実施主体に申し入れをし更新する。(NN事業実施事業主体経費)

#### ② ケース [2]・ケース [3] の対応(水土里情報利活用団体)

- ・単県事業を県土連が、実施出来高の設計を実施している場合は、水土里情報システムのデータ更新は実施する。(県土連実施:無償)
- ・県土連が実施出来高設計を実施していない場合は、データ(位置図・出来高平面図等)提供に基づき実施(有償)
- ・適正化事業で実施した更新・補修施設の場合は、水土里情報システムのデータ更新は実施する。(県土連実施:無償)

#### ③ ケース [4]・ケース [5] の対応

- ・施工主体が、施設管理者に施設更新並びに施設廃止等の協議書を締結して実施する場合、協議の回答において、水土里情報システムの更新を実施するよう条件により、そのデータ整理については、県土連と調整し実施することとして原因者の負担で県土連は水土里情報システムの更新を実施する。(有償)

## 2. 農業用施設の更新及び整備における経費について

### ① 今後水土里情報システムに施設情報を投入し整備する場合

・施設管理者(市町村・土地改良区)の整備仕様及び整備量によって、過去の実績等に基づき整備費用を算出して協議します。

### ② 原因者負担における有償部分について( ケース [2]、ケース [3]、ケース [4] )

◎データ更新の負担金は、延長に関係なく、更新(付替)箇所数により、以下の金額とします。

(1)紙資料の提供による更新の場合 41,800円/箇所(消費税含む)

(位置図・平面図・縦断図・構造図の設計図書等の提供の場合)

(2)電子データの提供による更新の場合 35,200円/箇所(消費税含む)

(位置図・平面図・縦断図・構造図が、JPEG,TIFF等として提供設計図書等の提供の場合)

・契約方法は、施設管理者と原因者の協議の方法にも異なってきますが、施設管理者と原因者間で経費を徴収し、その後、県土連と一括契約する方法。或いは、原因者と県土連と契約して進める方法を考えています。

### ③ 経費の内訳

・計画準備-----実施する工程管理及び提供資料の確認並びに体制整備、データ提供、納品等の対応

・関係図面等データ整理-----関係図書等のデータ整理(図書からスキャニング等)並びにデータ化(JPEG,TIFF)

関係図書関係の資料をデータ(JPEG,TIFF)での提供であれば、経費は不要

・路線更新入力-----データの更新作成、水土里情報システムに登載(属性情報含む)

・添付ファイル投入-----関係図面等を関連ファイルとして水土里情報システムに登載

### ④ 原因者負担における有償部分について( ケース [5] )

・施設管理者と協議の結果、農地・水活動組織が実施する場合において、県土連が実施設計出来高を行っている場合 24,200円/箇所(消費税含む)

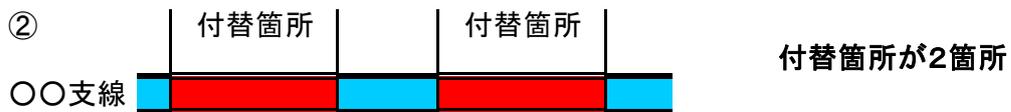
・契約は、活動組織からの申し出により契約締結をおこなう。

## ⑤ 箇所数の取り扱いについて

○水土里情報の農業用施設に関するデータ更新負担金は延長に関係なく、付替箇所数により決定される。なお、複数路線にまたがり付替工事を行う場合は、各路線毎に付替箇所数をカウントする。

### 【データ更新負担金算出の例】

#### 付替対象施設が1路線の場合



#### 付替対象施設が複数路線の場合

